

山梨学院大学法学研究会会則

- 第一条（名 称） 本会は、山梨学院大学法学研究会と称する。
- 第二条（事務所） 本会の事務所は、山梨県甲府市酒折二丁目四番五号、山梨学院大学法学部に置く。
- 第三条（目 的） 本会は、法律学、政治学及びそれらの関連分野の研究と研究成果の発表を目的とする。
- 第四条（事 業） 本会は、次の事業を行う。
- 一 学術雑誌「山梨学院大学法学論集」の発行
 - 二 研究会及び学術講演会の開催
 - 三 他の大学、関連諸学会との交流
 - 四 その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第五条（会 員） 本会は、次の会員をもって組織する。
- 一 普通会员 山梨学院大学法学部教授、准教授、講師及び助教
 - 二 学生会員 山梨学院大学大学院及び法学部在學生
 - 三 卒業生会員 山梨学院大学大学院修了生及び法学部卒業生
 - 四 特別会員 評議員会の推薦を得た者
- 第六条（役 員） 本会に次の役員を置く。
- 一 会 長 評議員の互選による。任期は、一年とする。ただし、再選を妨げない。
 - 二 評議員 普通会员全員をもって構成する。
- 第七条（委 員） 本会の事務を行うために次の委員を置く。
- 一 編集委員 七名以内
 - 二 庶務委員 二名
- 委員は、会員中より評議員会において委嘱する。任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第八条（評議員会） 評議員会は、評議員全員をもって構成し、本会の運営にあたるものとする。
- 第九条（会則改正） 本会則の改正は、評議員会の決議による。

前 号 目 次

論 説

- アメリカにおけるブラック・ナショナリズムの源（2）
——理論枠組と仮説—— 原 百年
- 市制町村制下の行政区長制度の普及状況
——名誉職区長及び代理者の人数の推移—— 日高 昭夫
- 敗戦の富士 松本 武彦
- 主体的・対話的で深い学びを実現するための総合的な学習の時間の単元開発に関する研究
——自己のキャリア形成に関する学習活動の設定を通して—— 百瀬 光一・下崎 聖
- 株式の譲渡制限の定めがある場合の譲渡の承認について 齋藤 雅代
- 研究ノート
- 初年次ゼミの学習を促進するクラス環境
～クラス環境と学生の特性との相互作用に注目して～ 石川 勝彦・児島 功和